

掛川市の人事行政の運営の状況について

掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年掛川市条例第207号）第6条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員採用試験の状況（令和5年度）（単位：人）

区分	受験者	合格者	採用者	合格者倍率
一般事務	175	18	14	9.7
デジタル	22	3	3	7.3
土木技術	2	1	0	2.0
建築技術	1	0	0	—
福祉	6	3	3	2.0
保健師	3	1	0	3.0
幼児教育士	8	2	1	4.0
消防士	75	5	5	15.0
計	292	33	26	8.8

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（R5.4.1～R6.3.31）（単位：人）

大学卒	短大卒	高校卒	計
23	0	3	26

(2) 職員の退職の状況（R5.4.1～R6.3.31）（単位：人）

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
8	6	16	1	31

3 職員の給与の状況

別紙のとおり

4 職員の人事評価の状況

区分	概要
評価回数	年1回（評価基準日：1月1日）、対象期間：1月1日～12月31日
対象者	全職員
目的	・ 職員の勤務の成績を統一的かつ客観的に評価し、その評価を基に職員の能力の開発及び活用を図る。 ・ 公正な処遇を行うことにより、職員が意欲を持ちより高い能力を発揮する職場をつくる。

評価の種類	①能力評価：「行政経営能力」「政策形成能力」「職務遂行能力」「コミュニケーション能力」の4区分で評価を行う。 ②実績評価：期初に業務の目標を設定し、期末にその達成状況を評価する。
評価方法	一次評価者が面接を実施し一次評価を行う。一次評価の後、二次評価者による二次評価を行い、評価を決定する。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

始業時間	終業時間	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8:30	17:15	12:00~13:00	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況（一般職員）

年次有給休暇は、1年につき20日付与されます。当該年度の残日数は、20日を限度に繰り越すことができます。

5年取得状況	平均取得日数	取得率
	11.7日	29.3%

(注) 対象職員：市長部局の一般職

(3) 病気休暇・特別休暇の概要

① 病気休暇

休暇の理由	期 間
公務上又は通勤による負傷、疾病の場合	医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
結核性疾患の場合	1年を超えない範囲内で、医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
上記以外の負傷、疾病の場合	180日を超えない範囲内で、医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間

② 特別休暇

休暇の種類	期 間
選挙権等の権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
結婚の場合	連続する7日の範囲内の期間
産前休暇	出産予定日以前8週間
産後休暇	出産の翌日から8週間
生後1年に達しない子を育てる場合（授乳等）	1日2回、それぞれ30分以内
配偶者が出産する場合	3日以内
配偶者の出産に伴い子の養育を行う場合	産前から子が1歳までの期間内で5日以内

家族等を看護する場合	1年で5日以内
日常生活に支障がある者の介護をする場合	1年で5日以内
不妊治療を受ける場合	1年で5日以内
忌引きの場合	10日以内で親族の区分により定める期間
父母の追悼の場合	1日
夏季休暇	5月～11月までの期間内における7日の範囲内
災害により滅失した住居の復旧作業等	必要と認められる期間
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
災害時の通勤途上における身体の危険回避	必要と認められる期間
生理日において勤務が困難な場合	必要と認められる期間
通勤(交通機関)により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要な時間
妊娠中又は生後1年以内の職員が健康診査等を受ける場合	1回につき、必要な時間
母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要な期間
妊娠に起因する障害のため勤務困難な場合	必要な期間
ボランティア休暇	1年で5日の範囲内の期間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による感染症予防上必要な措置	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、配偶者や父母等の家族を介護するための休暇で、連続する6月の範囲内で取得することができます。なお、休暇期間中は無給となります。

5年度取得者数	0人
---------	----

(5) 育児休業等の取得状況

① 育児休業

育児休業は、子が3歳に達する日までの期間を限度に勤務しないことができる制度です。なお、期間中は無給となります。

4年度からの継続者	5年度取得者	職務復帰者	退職者	5年度末(R6.3.31)育児休業者
20人	19人	20人	0人	19人

② 育児短時間勤務

育児短時間勤務制度は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日につき4時間の勤務時間(週20時間)等の形態で勤務できる制度です。期間中の給料月額は勤務形態に応じた額となります。(20年1月施行)

5年度取得者数	0人
---------	----

③部分休業(育児時間制度)

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間を超えない範囲内)です。なお、勤務しなかった時間の給料月額等については、減額となります。

5年度取得者数	26人
---------	-----

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分

分限処分とは、職員が心身の故障等によりその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行う処分です。

令和5年度処分者数			
免職	休職	降任	降給
0人	10人	0人	0人

(2)懲戒処分

懲戒処分とは、法令違反等、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を問うために行う処分です。

令和5年度処分者数			
戒告	減給	停職	免職
3人	0人	1人	0人

7 職員のサービスの状況

(1)服務規律遵守のための取り組み

【通知等の発出等】

職員の服務規律の徹底について
大型連休を前に綱紀粛正について
交通法規の遵守と安全運転の徹底(依命通達)
時間外縮減の強化月間及び健康管理の促進について 等

(2)職務専念義務の免除

免除の対象となる主な場合

- ・研修を受ける場合
- ・健康診断を受ける場合
- ・地方公務員法第55条第8項に基づき職員団体の適法な交渉を行う場合
- ・運営上の必要に基づき事務又は事業の全部又は一部を停止した場合(台風の来襲等により事故発生の防止のための措置を含む。)
- ・国又は他の地方公共団体の職員としての職を兼ね、その事務又は事業を行う場合
- ・国又は地方公共団体の機関等の依頼を受けて講演、講義等を行う場合
- ・職務上の教養に資する講演、講義等を聴講する場合
- ・職務に関係ある試験又は選考を受ける場合
- ・前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要があると認める場合

(3) 営利企業等従事許可

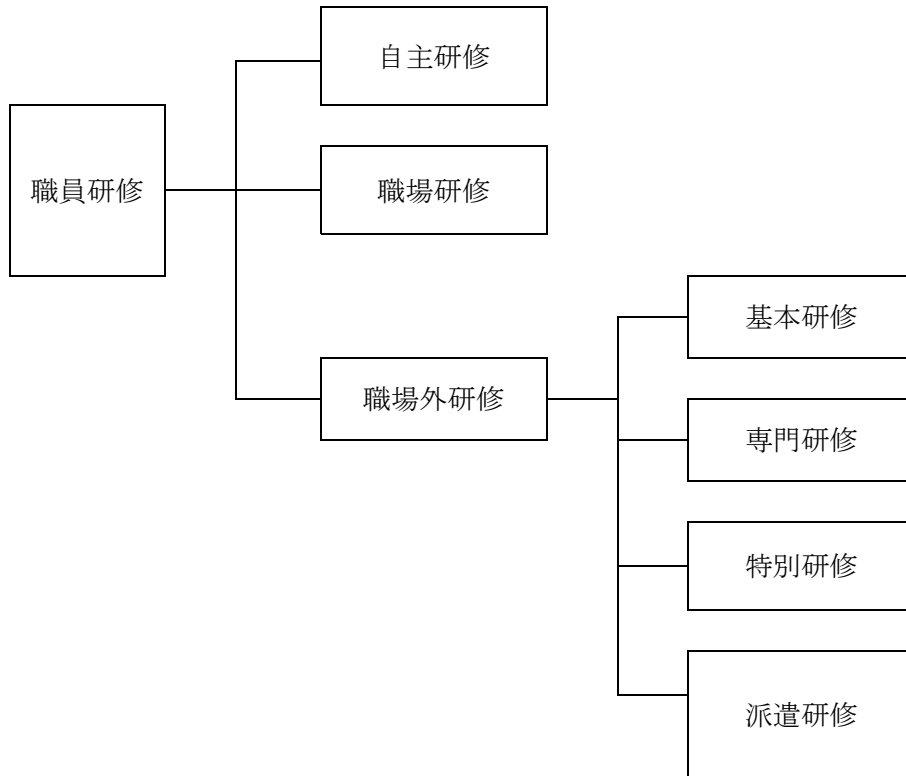
令和5年度	主な許可事例	件数
	手話通訳 等	15件

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

8 職員の研修の状況

(1) 職員研修の概要等

【研修体系図】



< 自主研修（自己啓発） >

- 1 通信教育講座
- 2 外部講座

< 職場研修 >

各職場において、管理監督者が中心となり、日常の業務の中で部下職員に対し、業務遂行知識等の習得を目的に実施。

< 職場外研修 >

1 基本研修

- ①新規採用職員研修（必修）・・・職員としての基礎的素養の習得
- ②初級（採用3年目）職員研修（必修）
- ③中級（採用5～7年目）職員研修（3年間で2講座を選択必修）
- ④上級（採用10年目以上かつ32歳以上）職員研修（3年間で2講座を選択必修）
- ⑤主任職昇任前通信教育講座（必修）
- ⑥新任主査研修（選択必修）
- ⑦監督者（新任係長）研修（必修）

- ⑧管理者（新任課長職）研修（必修）
- ⑨人事評価研修（評価者及び被評価者）
- ⑩OJT・チューター研修（新規採用職員及びそのチューター・育成指導者）

2 専門研修

各職場において必要となる専門的な知識の習得を目的に、担当各課の経費負担により受講する。

- ・国県主催各種研修
- ・業務関連機関主催各種研修
- ・全国建設研修センター
- ・日本経営協会主催研修 等

3 特別研修

職員のニーズや社会情勢等から、時節に応じて必要な研修を人事部門の主催及び経費負担により実施する。

メンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修、コミュニケーション研修 等

4 派遣研修

外部団体の主催する各種講座から、職員の知識・能力等の習得に有効なものを人事部門が選択し、公募等により職員を選定、人事部門の経費負担により派遣する。

県市町職員研修、市町職員広域研修、外部組織実務研修 等

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

【静岡県市町村職員共済組合】

区 分	内 容
短期給付事業	組合員や被扶養者の病気・負傷・出産・死亡・災害等に関すること ・療養の給付、出産費、埋葬料、休業手当金、災害見舞金 等
長期給付事業	退職者の年金や一時金などに関すること ・退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金 等
福祉事業	組合員や被扶養者の病気の予防と、健康増進のための保健事業、貯金、貸付、物資供給事業などに関すること ・健康診断の実施、人間ドック助成、予防接種助成、普通貸付、住宅貸付、共済貯金、保養・宿泊施設利用助成 等

【掛川市職員互助会】

職員（会計年度任用職員含む。）の会費（給料の月額×3.7/1000）で次の事業を実施しています。

令和5年度事業

区 分	内 容	財 源
給 付	弔慰金 会員又は親族が死亡した場合 3,000～100,000円	会費
	脱退慰労金 脱退する場合 在会年数×3,000円（正規職員） × 600円（非常勤職員）	〃
	結婚祝金 会員が結婚する場合 10,000～30,000円	〃

事業給付	出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産する場合 15,000円～30,000円	〃
	傷病見舞金	会員が負傷又は疾病により引続いて3週間以上勤務できないとき（入院の場合は10日以上） 10,000円	〃
	災害見舞金	会員が災害により住居・家財を焼失・滅失したとき 30,000円～100,000円	〃
	就学祝金	会員の子が小学校及び中学校に入学したとき 5,000円～15,000円	〃
	中学卒業祝金	会員の子が中学校を卒業したとき 5,000円～15,000円	〃
	銀婚祝金	会員が銀婚年限に達したとき 5,000円～20,000円	〃
	単身者慰労金	配偶者と死別した後、婚姻をしない会員で、死別しなかったとしたならば、銀婚年限に達したことになるもの 20,000円	〃
	長期勤続ほう賞品	会員が勤続20年又は勤続30年に達したとき 5,000円相当の記念品	〃
福利厚生事業	活動助成	カルチャーセンター等参加助成	会費
		ボランティア活動助成	〃
		厚生事業補助金	〃
		研修旅行費助成	〃
		宿泊施設利用助成	〃
		契約駐車場助成	〃
		芸術・文化活動事業助成	〃
		体育・文化クラブ活動助成 等	〃
	健康教養推進事業	交通安全啓発事業 等	〃

(2) 公務災害の発生状況（令和5年度）

区分	市役所	消防	計
件数	5	2	7

※正規職員の対象者

10 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、次のような事務を処理しています。

区分	件数（5年度）
職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益な処分についての不服申立ての状況	0件